

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター理事会規程

令和4年10月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター定款(以下「定款」という。)第2章第2節に定めるもののほか、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター(以下「法人」という。)の理事会(以下「理事会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定める。

(付議内容の決定等)

第2条 定款第8条第2項中の「法人の業務」は、定款第15条各号に掲げる議決事項に関する業務に区分する。

2 理事長は、定款第8条第3項の規定に基づき、前項において区分した業務を理事に分掌させ、理事長及び副理事長を補佐させるものとする。

3 理事長は、副理事長及び前項の規定による理事の補佐のもと、定款第15条各号に掲げる議決事項に関する理事会への付議内容を決定するものとする。

(重要な規程)

第3条 定款第15条第5号に規定する重要な規程は、次の各号に掲げる規程及び規則とする。

- (1) 理事会規程
- (2) 監事監査規程
- (3) 役員報酬等規程
- (4) 処務規程
- (5) 会計規程
- (6) 職員就業規則
- (7) 職員給与規程
- (8) 職員退職手当規程
- (9) パート職員就業規則
- (10) 賞罰規程
- (11) 泉佐野市行政事務サービスセンターにおけるハラスメントの防止等に関する規程

(重要事項)

第4条 定款第15条第6号に規定する理事会が定める重要事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法人がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定
- (3) 5,000万円以上の契約の締結、1,000万円以上の変更契約の締結及び契約に係る解約

(4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2 次の各号に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

(1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項

(2) その他理事長が必要と定める事項

(会議)

第5条 理事会は、原則として年4回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

2 理事会に付議する事項は、あらかじめ理事会の構成員に通告しなければならない。ただし、その暇がない場合は、この限りでない。

(役員以外の者の出席等)

第6条 理事長は、必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聴くことができる。

(議長の職務代行)

第7条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事録)

第8条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、事務局において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。